

令和5年度 交通安全講話

10月26日（木）、交通安全意識の高揚を図る目的で交通安全講話を行いました。校長先生からは、交通事故が多発する傾向にある「魔の時間帯」（夕方の17時から19時頃）において、安全に留意すること、改正道路交通法の施行により自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたこと等の話がありました。その後、生徒会長が交通安全宣言を行い、交通事故に気をつけることを誓いました。本校では、今後も交通安全教育に粘り強く取り組みます。



☆ 交通安全宣言 ☆

私たち高校生は歩行者、自転車という立場で交通社会の一員です。歩行者であれば事故の被害者になる危険が、また自転車であれば事故の加害者になることが想定されます。

交通安全で重要なことは時折出あう「ヒヤリ」とした出来事を甘くとらえないことだと言われています。

具体的には「もしかして、止まる、見る、待つ、確かめる」

1. 道路を横断するとき、一時停止や安全確認を確実に行う。
2. 自転車で並列走行はしない。
3. 自転車、自動車、人とすれ違うときには、危険を予想し歩行する。
4. 自転車に乗るときには、リスクが高まることを意識する。

安全への意識を高め、安全に行動できるようになること、そして万が一に備えることが大切です。いつでも誰にでも起こりうる交通事故で被害者にも加害者にもならないよう、小さな注意の積み重ねによって防ぎ、交通社会の一員として責任ある行動をしたいと思えます。